

〈入札・契約制度運用の一部見直しについて〉

本市では、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請け業者へのシワ寄せ、安全対策の不徹底等を未然に防止することを目的として、「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」の運用の一部を見直しました。

○ 見直しの内容

1. 現行の「最低制限価格」の算出基準等を下記のとおり変更します。

【最低制限価格の算出基準】

改正後	現行
①直接工事費（建築・設備工事は直接 工事費×0.95した金額） ×0.97	①直接工事費（建築・設備工事は直接 工事費×0.95した金額） ×0.95
②共通仮設費 ×0.90	②共通仮設費 ×0.90
③現場管理費 ×0.90	③現場管理費 ×0.80
④一般管理費 ×0.55	④一般管理費 ×0.30

2. 現行の「低入札調査基準価格」及び「失格基準価格」を下記のとおり変更します。

【低入札調査基準価格及び失格基準価格】

改正後	現行
<p>(調査基準価格)</p> <p>①直接工事費 ×0.97</p> <p>②共通仮設費 ×0.90</p> <p>③現場管理費 ×0.90</p> <p>④一般管理費 ×0.55</p>	<p>(調査基準価格)</p> <p>①直接工事費 ×0.95</p> <p>②共通仮設費 ×0.90</p> <p>③現場管理費 ×0.80</p> <p>④一般管理費 ×0.30</p>
<p>(失格基準価格)</p> <p>各経費について、下記の計算式により求めた額から1万円未満の端数を切り捨てた額未満の場合</p> <p>直接工事費(建築・設備工事は直接工事費×0.95した金額) ×0.75</p> <p>共通仮設費 ×0.70</p> <p>現場管理費 ×0.70</p> <p>一般管理費 ×0.55</p> <p>次の①～④の合計額から⑤の額を差し引いて1万円未満の端数を切り捨てた額未満の場合</p> <p>①直接工事費(建築・設備工事は直接工事費×0.95した金額) ×0.95</p> <p>②共通仮設費 ×0.90</p> <p>③現場管理費 ×0.80</p> <p>④一般管理費 ×0.55</p> <p>⑤工事価格 ×0.03</p>	<p>(失格基準価格)</p> <p>各経費について、下記の計算式により求めた額から1万円未満の端数を切り捨てた額未満の場合</p> <p>直接工事費(建築・設備工事は直接工事費×0.95した金額) ×0.75</p> <p>共通仮設費 ×0.70</p> <p>現場管理費 ×0.70</p> <p>一般管理費 ×0.30</p> <p>次の①～④の合計額から⑤の額を差し引いて1万円未満の端数を切り捨てた額未満の場合</p> <p>①直接工事費(建築・設備工事は直接工事費×0.95した金額) ×0.95</p> <p>②共通仮設費 ×0.90</p> <p>③現場管理費 ×0.70</p> <p>④一般管理費 ×0.30</p> <p>⑤工事価格 ×0.03</p>

○ 適用時期

平成29年10月1日以降、公告及び通知する建設工事に適用します。